

(案)

指定相談支援事業者の区協議会への参画について (今後の方向性)

平成24年6月1日
堺市障害者自立支援協議会

(1) 前提

- ・ 障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定相談支援事業者数の増加が見込まれる中、全ての事業者が会議に出席することは困難であるため、連絡会等のネットワークが必要。
- ・ 連絡会等が立ち上がった段階で、区協議会として参画を依頼。

(2) 進め方

- ・ 指定相談支援事業者に対する全市的な研修を実施し、その中で自立支援協議会の趣旨等についての説明を行うこととする。
- ・ 連絡会等の立ち上げ（ネットワーク化）は各区において進めることとし、その時期や手法についても地域の実情に応じ、各区で判断することとする。
- ・ 例えば、交流会や勉強会等の企画を通じ、指定相談支援事業者との顔の見える関係を徐々に構築しながら、十分な時間をかけて進めていくといった進め方が想定される。

(3) それまでの間の取扱い

- ・ 連絡会等が立ち上がるまでの間においては、地域の実情に応じて、一定の実績のある事業所や、以前から関係の深い事業所等が暫定的に参画するといった選択肢も含め、各区で柔軟に対応することとする。